

飯能木質バイオマスエネルギー協議会 規約

(名称)

第1条 この協議会は、飯能木質バイオマスエネルギー協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第3条 協議会は、市民協働・地域協働により、木質バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギー事業を推進する。森林資源・地域資源の活用による地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 木質バイオマスエネルギー事業化の検討及びそれに関する調査研究
- (2) 木質バイオマスエネルギー事業化に関する情報・資料の収集、情報発信
- (3) 木質バイオマスエネルギーに関する燃料の需要創造
- (4) 木質バイオマスエネルギーに関する普及を推進
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な活動

2 協議会は、前項の各号に関する業務の一部を協議会以外の者に委託して実施することができる。

(会員)

第5条 協議会の目的に賛同する団体、企業、個人は、協議会の会員となることができる。

- 2 会員種別及び入会手続き等は、別途、役員会で細則を設けて定める。
- 3 会員は、退会届を役員会に提出して、任意に退会することができる。

(会費)

第6条 会員の会費は、別途、役員会で細則を設けて定める。

(役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名、副会長 1名以上、3名以内
 - (2) 幹事 3名以上、15名以内
 - (3) 監査役 1名以上、2名以内
- 2 会長、副会長及び幹事は、会員の中から、総会で選出する。
- 3 監査役は、他の役員と重複して就任することはできない。監査役は、総会で選出する。

第8条 会長は、協議会を代表し、協議会を運営する。副会長は、会長を補佐する。

- 2 幹事は、会長及び副会長と共に、役員会を構成する。
- 3 監査役は、会計監査を行い、その結果を総会へ報告する。
- 4 役員は、無報酬とする。ただし、費用は弁償することができる。
- 5 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、当該任期の末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。
- 7 補欠・増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(総会)

第9条 協議会は、毎年1回の総会及び必要に応じて臨時総会を開催する。

- 2 総会では、次の事項について審議する。
 - (1) 活動報告及び決算報告、活動計画及び予算
 - (2) 規約の変更
 - (3) 解散及び合併
 - (4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬の決定
 - (5) その他運営に関する重要事項

第10条 総会は、委任を含めて、会員の3分の1以上の出席を必要とする。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

(役員会)

- 第11条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、協議会の運営について協議する。
- 2 役員会は、事務局長を選任し、協議会の通常の運営を付託する。
 - 3 第7条の規定にかかわらず、年度途中は、役員会において役員の追加選任をすることができる。その場合も、次の総会で報告し、承認を受けなければならない。
- 第12条 役員会は、委任を含めて、役員の3分の1以上の出席を必要とする。
- 2 役員会の議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

(事務局)

第13条 事務局は、会員名簿の管理、会議の記録作成、会計、連絡などの事務を行なう。

(特別顧問)

第14条 協議会は、特別顧問を選任し置くことができる。選任は役員会の承認により行なう。

(会計)

- 第15条 協議会の会計年度は、初年度は、平成29年5月30日より平成30年3月31日までとし、以降は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 2 協議会の運営の費用は、必要に応じて、役員会で協議して集める。

(規約の変更等)

- 第16条 本規約は、総会出席者の3分の2以上の承認によって変更される。
- 第17条 本規約に定めるもののほか、運営上必要な細則は、別途役員会で定める。
- 第18条 本規約及び細則に定めの無い事項は、必要に応じて、役員会で協議して定める。

[付則]

1. この規約は第1回定時総会の開催された平成30年4月15日から施行する。
この規約は第2回定時総会の開催された平成31年4月14日から改定する。
(第14条特別顧問の規定を増設し、旧14条から17条を15条から18条に改める)
2. 協議会の役員は、次に掲げるものとする。

会長	鶴田 節男	埼玉県飯能市
副会長	小松 正人	埼玉県飯能市
幹事	鬼沢 真之	東京都八王子市
幹事	佐藤 永治	埼玉県飯能市
幹事	吉山 悠介	東京都葛飾区
幹事	菅野 明芳	東京都青梅市
幹事	梶ヶ谷 達也	埼玉県飯能市
幹事	肥沼 健一	埼玉県飯能市
監査役	若生 忠彦	埼玉県飯能市
監査役	岡部 素明	埼玉県飯能市
顧問	加藤 衛拡	埼玉県飯能市

飯能木質バイオマスエネルギー協議会 細則

1. 飯能木質バイオマスエネルギー協議会（以下「協議会」という。）の役員会は、協議して、この細則を定める。
2. 協議会の会員種別及び年会費は、次のとおりとする。
 - (1) 個人会員 入会金 500円 年会費 500円。ただし、10月以後は納入を免除する。
 - (2) 法人 中小企業・団体会員 年会費 10,000円。ただし、入会金は免除する。
公益法人、非営利法人、学校法人、医療法人、任意団体等、資本金の定めのない法人・団体も同様とする。
 - (3) 法人 大企業 年会費は資本金額の10万分の1相当の下4桁の端数を切り捨てた額を年会費とする。計算結果が10,000円以下になる場合は10,000円とする。ただし、入会金は免除する。
(計算例：資本金20億円の場合 ⇒ 年会費20,000円)
3. 協議会の入会手続きに関する事項は、役員会により、次のとおり行う。
 - (1) 役員会は、希望者の入会を、審査した後に承認する。
 - (2) 役員会は、公序良俗や法令に反する行動、協議会内におけるネットワークビジネスや誹謗中傷等を行った者の会員資格を剥奪することができる。
 - (3) 役員会は、1年を超えて所定の会費を納入しなかった者の会員資格を停止することができる。

[付則]

1. この細則は、平成30年4月15日から施行する。
2. この細則は、平成31年4月14日から改正し、施行する。